

掛川市外 3 組合公平委員会規則第 2 号

掛川市外 3 組合公平委員会が保有する公文書に係る情報公開条例施行規則を廃止する規則をここに制定する。

平成24年 4 月16日

掛川市外 3 組合公平委員会

委員長（署名）

掛川市外 3 組合公平委員会が保有する公文書に係る情報公開条例施行規則を廃止する規則

掛川市外 3 組合公平委員会が保有する公文書に係る情報公開条例施行規則（平成17年掛川市外 2 組合公平委員会規則第 8 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。